

目次

1.	開 会	1
2.	委員紹介	2
3.	市場長挨拶	3
4.	審議事項 令和六年における休業日の設定について （水産物、青果物、食肉、花き）	4
5.	報告事項 東京都中央卸売市場における取引等の状況について	12
6.	閉 会	17

日時 令和五年九月七日（木）

午後一時三十分

場所 東京都庁第一本庁舎四十二階特別会議室A

出席者

会 長	中西 充	公益財団法人東京都中小企業振興公社理事長
会 長 代 理	清水 みゆき	日本大学生物資源科学部食品ビジネス学科教授
委 員	伊藤 裕 康	東京都水産物卸売業者協会会長
〃	内 田 広 光	東京都花き振興協議会会長
〃	小 川 一 夫	東京食肉市場株式会社代表取締役社長
〃	尾 崎 あや子	東京都議会議員（欠）
〃	斧 田 清 幸	東京都花き振興協議会理事
〃	狩 野 純 一	京浜地区青果卸売会社従業員連絡協議会
〃	近 藤 栄 一 郎	東京都青果物商業協同組合理事長
〃	酒 川 満 男	東京都花き振興協議会取引委員長
〃	白 戸 太 朗	東京都議会議員（欠）
〃	杉 本 英 美	公認会計士
〃	鈴 木 敏 行	東京中央市場青果卸売会社協会副会長
〃	長 岡 英 典	一般社団法人大日本水産会常務理事

		臨時委員	
〃	中田 たかし	東京都議会議員	
〃	野本 照雄	東京食肉市場卸商協同組合理事長	
〃	早山 豊	東京魚市場卸組合連合会会長	
〃	二村 真理子	東京女子大学現代教養学部国際社会学科教授	
〃	細田 いさむ	東京都議会議員	
〃	ほっち 易隆	東京都議会議員	
〃	増山 春行	全国青果卸売協同組合連合会関東地区協議会会長	
〃	三木 純一	全国農業協同組合連合会園芸部長	
〃	宮本 重樹	東京都食肉事業協同組合理事長	
〃	山崎 初美	主婦連合会環境部副部長	
〃	渡邊 一夫	東京都水産物小売団体連合会会長	
〃	細川 允史	卸売市場政策研究所代表（欠）	
〃	早川 剛生	中央卸売市場長	
〃	松田 健次	中央卸売市場次長	
〃	前田 豊	中央卸売市場管理部長	
〃	若井 太郎	中央卸売市場渉外調整担当部長	
〃	石井 浩二	中央卸売市場市場政策担当部長	
〃	萩原 功夫	中央卸売市場財政調整担当部長	
〃	大谷 俊也	中央卸売市場事業部長	
〃	稲見 成之	保健医療局市場衛生検査所長	

書

記

阿達佳夫	管理部總務課長
南波伸也	管理部市場政策課長
福田政之	管理部財務課長
伊東秀典	管理部広報・組織担当課長
村上功	管理部財政調整担当課長
鶴田勝	事業部業務課長
猪又謙	事業部施設課長
玉城陽郎	事業部市場運営担当課長
坪内貴博	事業部経営支援担当課長
谷合紀浩	事業部経営企画担当課長
春田佳文	事業部市場業務専門課長

第三十回東京都中央卸売市場取引業務運営協議会

午後一時三十分 開会

一・開 会

○司会（鶴田） 大変お待たせいたしました。十三時三十分、定刻になりましたので、ただいまから第三十回東京都中央卸売市場取引業務運営協議会を開催させていただきます。

本日、委員の皆様方には、ご多用中のところご出席を賜りまして、誠にありがとうございます。

私は、当協議会の事務局を務めております東京都中央卸売市場事業部業務課の鶴田と申します。どうぞよろしく
お願い申し上げます。

初めに、会議に先立ちまして、定足数の確認をさせていただきます。当運営協議会は、東京都中央卸売市場条例第七十一条第一項の規定によりまして、議事に関係がある臨時委員を含めた総委員の半数以上の出席によって成立することとなっております。本日時点での協議会委員定数二十六名のうち、本日二十三名の方にご出席を賜っております。したがいまして、定足数を満たしております。本会は有効に成立しておりますことをここでご報告させていただきます。

なお、本日は三名の委員の方からあらかじめご欠席のお申出を頂戴しております。欠席は、尾崎委員、白戸委員、細川委員の三名の皆様でございます。

次に、お手元に配付させていただきました資料の確認をさせていただきます。

順番に、本日の協議会の次第、委員名簿、幹事・書記名簿、座席表、諮問文の写し、審議事項、報告事項、それぞれの資料でございます。

なお、諮問文の原本につきましては、会長席にご用意してございます。

恐れ入ります。資料の不足等がございましたらお申し出いただけますでしょうか。よろしゅうございますでしょうか。また、何かございましたら、職員のほうにお申しつけいただければと存じます。

二．委員紹介

○司会 次に、委員のご紹介に移らせていただきます。お手元の委員名簿をご覧ください。

まず、前回の協議会でご紹介ができませんでした新任の委員を改めてこちらでご紹介をさせていただきます。着席のままです結構でございますので、一礼をお願いできればと存じます。

二村真理子委員でございます。

次に、前回協議会以降新たに就任されました委員の方をご紹介させていただきます。着席のままです結構でございますので、一礼をお願いできればと存じます。

内田広光委員でございます。

狩野純一委員でございます。

最後に、ほっち易隆委員でございます。

ありがとうございました。

なお、引き続き委員をお願いしております皆様につきましては、恐縮でございますが、お手元にお配りしてございます委員名簿をもってご紹介に代えさせていただきますたく存じます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

続きまして、幹事・書記の紹介についてでございますが、お手元の幹事・書記名簿をもちまして紹介に代えさせていただきます。

三．市場長挨拶

○司会　それでは、議事に先立ち、開設者を代表いたしました、早川市場長よりご挨拶を申し上げます。早川市場長、よろしく願います。

○早川幹事　東京都中央卸売市場長の早川剛生でございます。開会に当たりまして一言ご挨拶を申し上げます。開会に当たりまして一言ご挨拶を申し上げます。開会に当たりまして一言ご挨拶を申し上げます。

今日は、委員の皆様方におかれましては、大変お忙しい中、第三十回東京都中央卸売市場取引業務運営協議会にご出席いただきまして、誠にありがとうございます。

本日ご審議を予定してございますのは、東京都中央卸売市場の令和六年における休業日の設定についてでございます。

市場の開場日及び休業日につきましては、卸売市場で事業を行う皆様、そして生産者や実需者の方々など、市場をご利用いただいている皆様方にとって営業活動そのものに直結しており、さらには生鮮品等を消費する都民の方々にも大変関わりの深い重要な事項であるというふうにご認識をしております。

このため、令和六年の休業日の設定に当たりましては、市場関係者の皆様方と卸売市場を取り巻く流通環境や国内の労働環境等、様々な観点から協議を重ねてまいりました。加えて、全国の他市場の開設者の方々、そして本年は青果物の産地の方々とも意見交換を行ってまいりました。

本日は、こうしたこれまでの協議等を踏まえまして、令和六年の休業日の設定について原案を、ご説明をさせ

ていただきます。委員の皆様方におかれましては、ご審議に当たり忌憚のないご意見を賜りますよう、どうぞよろしくお願いを申し上げます。

以上、甚だ簡単ではございますが、開会に当たりましてのご挨拶とさせていただきます。どうぞよろしくお願いを申し上げます。

○司会 早川市場長、ありがとうございました。

それでは、この後は、本協議会の会長でございます中西会長に議事進行をお願い申し上げます。中西会長、どうぞよろしくお願いたします。

四・審議事項

令和六年における休業日の設定について

(水産物、青果物、食肉、花き)

○中西会長 当運営協議会の会長を務めさせていただいております中西でございます。本日は、委員の皆様方におかれ

ましては、何かとご多用の中、ご出席いただきまして、誠にありがとうございます。

それでは、これより議事に入りたいと思えます。

お手元に配付してございます次第に従って会議を進めることいたします。

まず初めに、審議事項につきまして、事務局から説明をお願いいたします。

○大谷幹事 中央卸売市場事業部長の大谷でございます。どうぞよろしくお願いたします。

それでは、私から、本日、本運営協議会で諮問させていただく審議事項につきまして説明させていただきます。

お手元配付の資料五をご覧ください。令和五年九月七日付の諮問文でございます。

東京都中央卸売市場取引業務運営協議会会長殿。

東京都中央卸売市場条例第六十六条の規定に基づき、下記の事項について貴運営協議会の意見をいただきたく、諮問します。

東京都知事、小池百合子。

一、諮問事項。令和六年における休業日の設定について（水産物・青果物・食肉・花き）。

二、諮問理由。東京都中央卸売市場条例第六条第一項の規定に基づく、市場の休業日を設定するため。

諮問事項の説明は以上でございます。

○中西会長 ありがとうございます。

それでは、諮問を踏まえまして、令和六年における休業日の設定について審議をいたします。

令和六年における休業日の設定につきましては、水産物、青果物、食肉、花きの取扱品目別に設定していただきます。

初めに、水産物の案につきまして、事務局から説明をお願いいたします。

○大谷幹事 それでは、令和六年における休業日の設定について説明します。

水産物の説明に入る前に、まず、お手元配付の資料六、審議事項の十ページの開場日・休業日の設定に関する指針をご覧ください。こちらは青果・水産物を取扱品目とする市場の開場日・休業日に関する全国中央卸売市場協会の設定方針でございます。

内容といたしましては、昨今の社会経済情勢を踏まえ、市場業者の労働環境の確保や市場取引の活性化の観点から、最低限完全週休二日を想定した年間休業日数を確保することを目標とするほか、産地や実需者の状況などを踏まえ、休業日の上乗せを可能とすることや、開場日・休業日はできるだけ全国統一することなどが記載されております。

この設定方針に基づきまして、市場業務の実態に即したものになるよう、事前に各業界の方々との協議、調整を重ねるとともに、他都市の開設者並びに生産者の方々とも意見交換した案を本日お諮りしてございます。

では、資料六の一ページにお戻りください。

冒頭、休業日の設定についての考え方を記載しております。

それでは、水産物につきまして説明いたします。

休業日については、原則として、祝日のある週においては日曜日及び祝日を、祝日のない週においては日曜日及び水曜日を休業日としております。年始は一月一日から四日まで、年末は十二月三十一日を休業日としております。

また、八月十四日、十五日及び十六日を夏期休業日としております。

原則によらず日曜日または祝日を開場日とする日として一月八日、二月二十三日、五月六日、八月十二日及び十二月二十九日、祝日がある週の水曜日を休業日とする日として一月十日、二月二十一日、五月八日及び十一月二十日と設定しております。

以上により、休業日は百十二日で、開場日数を二百五十四日としてございます。

二ページには、今申し上げた内容をカレンダー形式で掲載しております。

水産物についての説明は以上でございます。

○中西会長　ありがとうございます。水産物についての説明は終わりました。何かご意見、ご質問がございましたらご発言をお願いいたします。

○伊藤委員　私、水産卸売業者の代表として一言申し上げます。

昨年の協議会でも申し上げましたが、休開市の決定に当たりましては、昨今の水産物の需給変化を見極めながら、産地から出荷された商品をあまねく取引先に供給できる機会をしっかりと確保するということをまず、第一に考える必要がございます。その上で、その取引を支える従業員の皆さんがその力を毎日十分発揮できるような労働環境を

整える必要があることは言うまでもございません。こうした観点から、卸売市場にとって、現時点で何が一番最適なかを考えていく必要があります。

これまで水産物部では、年を追うごとに休業日を増加させ、平成二十五年に二百七十二日であった開業日数を、令和五年には二百五十六日まで縮減してまいりました。今年はさらに、休業日数の確保だけではなく、ゴールデンウィークなどにおける三連休や土曜の祝日を活用した連休を初めて導入することといたしました。こうした取組により、市場を支える皆さんのライフ・ワーク・バランスの充実化を推進していくといった観点からも、私どもとしては、今回諮問された都の案を了承したいと考えております。

一方で、全国の荷が集まる豊洲市場をはじめとした東京市場には、産地や実需者の取引機会の確保や利便性向上への期待にもしっかりと応えていく使命があります。そういう意味で、いわゆる公器としての卸売市場は産地と実需者の中間に位置する流通拠点として、それぞれの市場関係者が切磋琢磨して業務を遂行しつつ、常にサプライチェーン全体を見渡した全体最適で考えていく必要があると思います。

例えば、月曜日が祝日の際には、祝日を開場して水曜日を休業日とするなど、生鮮食料品等流通に支障が生じないよう、開場日数を確保しつつ、顧客や市場取引の状況を勘案しながら休業日の在り方を検討すべき段階にあるのではないかと思います。

東京都におかれましては、引き続き来年以降の調整に当たっても、こうした視点を持って我々業界との協議に向き合っていたいただきたいことを要望いたします。私の意見といたします。

以上でございます。

○中西会長　ありがとうございます。

ほかにご発言がございますでしょうか。

○早山委員　水産仲卸業者の代表として、市場の開場日及び休業日の決定に当たって、私から三点ほど申し上げます。

まず、第一に、産地における出荷の利便性を図るため、全国的な統一を図ることが重要であるという点でございます。私自身、全国の水産仲卸業者が加盟する団体において、休開市の全国的な統一を求める強い要望を賜ってまいりました。

そこで、大阪や名古屋など、特に取引量の多い消費地市場における仲卸の代表と意見交換を重ね、各開設者に対して全国的な統一を図るよう求めてまいりました。都をはじめ各都市からは、現時点で年末年始やゴールデンウィーク、お盆の連休を全国的に統一する方向で調整していると伺っており、そうした点からも今回諮問された都の案を歓迎したいと思います。

第二に、休業日数の在り方についてです。

我々仲卸業者は、鮮度という水産物の特性といった制約の下、取引の場をいかに確保していくかが大切であると考えております。

令和六年の休業日数は百十二日となっております。国内の他の卸売業の平均的な水準と比べても遜色ないような状況と伺っております。そうしたことも踏まえ、小売店や飲食店への橋渡しをする我々仲卸業者の営業機会を確保し、市場機能を的確に果たすことができるよう、最適な休業日数の在り方について、都にはしっかり検討していただきたいと思っております。

最後に、総合市場における片方営業の回避についてです。

都内の水産市場は、豊洲、大田、足立とありますが、青果も併せ持つ総合市場では、双方が営業することにより買い回りや物流の利便性の確保を図っていくという観点も重要でございます。今年、年末を除いて、水産物部のみの営業が三日間ありましたが、令和六年には二日間に縮減することができました。我々の組合では、これらを活用して勤務シフトを工夫することなどにより年次有給休暇の取得促進などを図る取組を進めていく考えです。

青果物と水産物では、それぞれの商品特性や集出荷の体制が異なることは十分理解していますが、取引の活性化

を図る観点からも、いずれか一方のみ開場する日を極力減らしていただくよう、都において引き続き精力的な調整をお願いしたいと思います。

私からは以上です。

○中西会長　ありがとうございます。ほかにご発言ございますでしょうか。よろしゅうございますか。

（「なし」の声あり）

○中西会長　ないようですので、この案をもって決定させていただくということでもよろしゅうございますでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

○中西会長　ありがとうございます。

それでは、次に、青果物の案につきまして、事務局から説明をお願いいたします。

○大谷幹事　それでは、青果物につきまして説明いたします。

資料六の三ページをご覧ください。

休業日については、原則として、祝日のある週においては日曜日及び祝日を、祝日のない週においては日曜日及び水曜日を休業日としております。年始は一月一日から四日まで、年末は十二月三十日及び三十一日を休業日としております。また、八月十四日、十五日及び十六日を夏期休業日としております。

原則によらず日曜日または祝日を開場日とする日として一月八日、二月二十三日、五月六日、八月十二日及び二月二十九日、祝日がある週の水曜日を休業日とする日として一月十日、二月十四日、二月二十一日、五月八日、七月十七日及び十一月二十日と設定しております。

以上により、休業日は百十五日で、開場日数を二百五十一日としてございます。

四ページには、今申し上げた内容をカレンダー形式で掲載しております。

青果物についての説明は以上でございます。

○中西会長　ありがとうございます。青果物についての説明は終わりました。何かご意見、ご質問がございましたらお願いいたします。よろしゅうございますでしょうか。

(「なし」の声あり)

○中西会長　それでは、ないようでございますので、この案をもって決定させていただくということでもよろしゅうございますでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

○中西会長　ありがとうございます。それでは、そのようにさせていただきます。

引き続きまして、食肉について、事務局から説明をお願いいたします。

○大谷幹事　それでは、食肉につきまして説明いたします。

資料六の五ページをご覧ください。

食肉の案は、食肉市場において都と業界代表者により組織されております食肉市場取引業務運営協議会が取りまとめたものを基に案としてお諮りしております。

休業日については、原則として、土曜日、日曜日及び祝日を休業日としております。年始は一月一日から四日まで、年末は十二月二十九日から三十一日までを休業日としております。また、八月十四日及び十五日を夏期休業日としております。

原則によらず土曜日または祝日を開場日とする日として、一月六日、五月三日、八月十日、十一月三十日、十二月七日、十二月十四日、十二月二十一日及び十二月二十八日と設定しております。

以上により、休業日は百十七日で、開場日数を二百四十九日としております。

六ページには、今申し上げた内容をカレンダー形式で掲載しております。

食肉についての説明は以上でございます。

○中西会長　ありがとうございます。食肉についての説明は終わりました。何かご意見、ご質問がございましたらお願いいたします。よろしゅうございますでしょうか。

(「なし」の声あり)

○中西会長　それでは、ないようでございますので、この案をもって決定させていただくということでもよろしゅうございますでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

○中西会長　はい。では、そのように決定させていただきます。

引き続きまして、花きについて、事務局から説明をお願いいたします。

○大谷幹事　それでは、花きにつきまして説明いたします。

資料六の七ページをご覧ください。

花きの案は、花きのある北足立、大田、板橋、葛西、世田谷の各市場の業界団体等で構成される東京都花き振興協議会が取りまとめたものを基に案としてお諮りしております。

休業日については、花きの取引は、切り花が月、水、金、鉢物が火、木、土の各曜日に行われているため、原則として日曜日を休業日としております。年始は一月一日及び二日、年末は十二月二十九日から三十一日までを休業日としております。また、八月十三日及び八月十五日から十七日までを夏期休業日としております。

原則によらず日曜日または祝日を開場日とする日として、正月向けの松の取引日を十二月八日と設定しております。

以上により、休業日は全市場共通で六十日で、開場日数を三百六日としてございます。

また、需要特性等を考慮して市場ごとに休業日を設定しております。全市場共通以外の休業日として、北足立市場が五十一日、大田市場が一日、板橋市場が毎週木曜など八十日、葛西市場が二十一日を休業日として設定してお

ります。

八ページには、今申し上げた内容をカレンダー形式で掲載しております。

花きについての説明は以上でございます。

○中西会長 花きについての説明は終わりました。何かご意見、ご質問がございましたらお願いいたします。よろしゅうございますでしょうか。

(「なし」の声あり)

○中西会長 それでは、ないようでございますので、この案をもって決定させていただくということでよろしゅうございますでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

○中西会長 ありがとうございます。

各取扱品目を合わせまして、知事から諮問いただいている審議事項につきましては、原案のとおり答申するとうことでよろしゅうございますでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

○中西会長 ありがとうございます。

答申につきましては、後ほど知事宛てに提出をさせていただきたいと思っております。

五・報告事項

東京都中央卸売市場における取引等の状況について

○中西会長 続きまして、報告事項に入らせていただきたいと思います。

報告事項は、東京都中央卸売市場における最近の状況でございます。事務局から説明をお願いいたします。

○大谷幹事　それでは、東京都中央卸売市場における取引等の状況についてご報告いたします。

お手元配付の資料七、報告事項の一ページをご覧ください。中央卸売市場における取引等の状況についてでございます。

(一) 卸売業者の取扱数量等の推移ですが、表及びグラフで、令和四年までの過去五年間の取扱数量、金額の推移を取扱品目別にお示しております。

水産物につきましては、漁獲量の減少などにより、取扱数量は減少傾向となっております。また、近年は相場高により、取扱金額は増加傾向となっております。

青果物につきましては、天候要因等により、取扱数量は令和二年から減少傾向となっております。また、需給バランスなどにより、取扱金額は増減しております。

食肉につきましては、取扱数量・金額ともにおおむね横ばいとなっております。

花きにつきましては、相場高などにより、取扱金額は令和三年以降、増加傾向となっております。

二ページをご覧ください。(二) 市場業者の経営状況について、直近五年間の推移をお示ししております。

(ア) 卸売業者につきましては、集荷、販売の両面で外部環境の影響を受ける卸売事業の特性上、毎期の取扱数量や販売単価の増減により、その業績は変動する傾向にございます。その結果、経常損益のマイナス事業者、いわゆる赤字業者数は表にお示したとおりでございまして、直近、令和三年度の赤字業者数は三社となっております。なお、中段②は統廃合の状況でございます。平成二十五年以降、統廃合はございません。

次に、(イ) 仲卸業者については、全体の業者数は減少傾向、赤字業者の割合は水産物、青果物で増加傾向でございます。

三ページをご覧ください。東京都中央卸売市場条例改正により規制緩和された、第三者販売及び直荷引きの取引

の状況についてでございます。

(ア) 卸売金額に占める第三者販売の割合につきましては、令和元年度以降、横ばいの状況でございます。

(イ) 仲卸業者の直荷引きの状況につきましても、令和元年度以降、横ばいの状況でございます。

今後も引き続き改正後の動向についてしっかりと注視してまいります。

最後に、四ページをご覧ください。農林水産省による全国の卸売市場経由率等の推移です。平成二十七年から令和元年までの過去五年間について見ますと、全取扱品目において市場経由率は年々減少しております。

簡単ではございますが、報告事項についての説明は以上でございます。

○中西会長 ありがとうございます。報告事項についての説明は終わりました。何かご発言などございますでしょうか。

○清水会長代理 すみません。確認です。今のご報告の直荷引きのところだけが、出所資料名が「事業報告書等」となっていますが、これはこのまま「等」でよろしいのですか。ほかは全部、「事業報告書」に基づかれているようでしょうか。確認です。

○大谷幹事 よろしいでしょうか。こちらにありますとおり、事業報告書、その他の資料によりましてこのデータを抽出してございます。

○中西会長 この記載のとおりでいいということですね。

○大谷幹事 結構でございます。

○中西会長 はい、分かりました。

ほかに何かご発言がございますでしょうか。事務局お願いいたします。

○大谷幹事 都議会議員の尾崎委員が本日ご欠席のため、委員よりコメントを預かっておりますので、代読をさせていただきます。

私からは、市場業者に対する支援について一言意見を述べます。

報告事項の取引等の状況から、一ページを見ますと、水産物では取扱数量が年々減少する一方で、取扱金額が二〇二〇年から二〇二二年まで上昇しています。こうしたことから水産物の単価が上昇していることが分かります。水産物については、この取扱量と単価だけでは水産物の状況は正確には把握できない状況になっていると思います。私自身、店頭で拝見する魚の値段が上昇していることを実感していますが、魚だけに限らず、様々な物やサービスの値段、電気代、ガソリン、燃料などの価格も上昇している中であって、市場業者も経費の値上がりで経営状況にも影響を与えているのではないかと懸念しています。経営状況を正確に捉え、市場業者の困難や問題を解決するため、東京都の役割はますます重要になっていると感じています。

また、気候変動等の影響により今年は何年にもない猛暑となっています。報道によると、野菜や果物の生育不良などで出荷にも大きな影響が出るのではないかと言われています。中央卸売市場での気候対策として、LED化を前倒しすることや既存施設への太陽光パネルの設置、断熱化などを急ぐ必要があると思います。

水産物については、温暖化による海水の温度上昇や福島原発の処理水を海水に流したことによる海外の動き、地元の漁業関係者の不安も広がっています。

さらには、物流業界では、労働力の不足による、いわゆる二〇二四年問題が大きな話題となっています。国の資料によると、このままの状態が続くと、農産・水産品の出荷団体では約三三パーセントも輸送能力が不足するとのこと、市場の集出荷に支障が生じかねない状況です。

このように、中央卸売市場を取り巻く環境には、生鮮食料品等の流通を妨げかねない大きな課題が山積しています。

中央卸売市場における取引を支えているのは市場業者の方々であり、厳しい経営状況の中でその役割を果たすために必死で仕事をおられます。

都においては、中央卸売市場の直面する様々な課題に柔軟かつ迅速に対処できるよう、経営に対する支援はもちろんのこと、環境負荷の軽減や物流の効率化などに向け、市場業者の方々に寄り添った的確な支援をこれまで以上に講じていただきますようお願いして、私の発言を終わります。

以上、代読でございます。

○中西会長　ほかに何かご発言はございますでしょうか。よろしゅうございますか。

(「なし」の声あり)

○中西会長　ないようでございますので、報告事項はこれで終了いたします。

最後に、この機会に何かご発言のある方はいらっしゃいますでしょうか。よろしゅうございますでしょうか。

(「なし」の声あり)

○中西会長　それでは、協議会はこれで終了いたしますが、閉会の前に、早川市場長からご発言のお申出がございますので、頂戴したいと思います。よろしくお願いいたします。

○早川幹事　取引業務運営協議会の閉会に当たりまして、一言御礼のご挨拶を申し上げます。また着座にて失礼いたします。

中西会長をはじめ各委員の皆様方におかれましては、本日、知事から上程いたしました諮問事項につきまして真摯にご審議を頂き、ご答申を賜りましたこと、心から感謝を申し上げます。

ご審議の中で頂きました貴重なご意見につきましては、今後の市場運営に生かしてまいりたいと存じます。

今後、速やかに本日も答申いただきました内容に基づきまして令和六年における休業日を決定し、都内の市場業界の皆様方はもちろん、全国の市場関係者の皆様に周知徹底してまいります。

本日は、お忙しい中ご出席をいただき、誠にありがとうございました。

六・閉 会

○中西会長 ありがとうございます。

それでは、これをもちまして、本日の取引業務運営協議会を閉会といたします。円滑な会議運営にご協力をいただきまして、ありがとうございます。また、リモートでご出席いただいた委員の皆様もありがとうございます。お疲れさまでした。

午後二時四分 閉会

——了——